

浜松市個人情報の適正管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市個人情報保護条例(平成16年条例第28号。以下「条例」という。)に基づき、個人情報を適正に管理するために必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例で定める用語の例によるものとする。

(統括個人情報保護責任者)

第3条 本市における保有個人情報の管理に係る事務を統括するため、統括個人情報保護責任者を置き、総務部長の職にある者をもって充てる。

(個人情報保護責任者)

第4条 統括個人情報保護責任者を補佐するため、個人情報保護責任者を置き、文書行政課長の職にある者をもって充てる。

2 個人情報保護責任者は、保有個人情報の管理において、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 管理方法の検討

(2) 指導及び助言

(3) 適切な管理体制の維持

(4) 保有個人情報の漏えい事故等(以下「事故等」という。)が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、統括個人情報保護責任者の指示に従い、統括個人情報保護責任者が不在の場合には自らの判断に基づき、必要かつ十分な措置を行うこと。

(個人情報保護管理者)

第5条 主管課(課に準ずるものを含む。以下同じ。)が保有する個人情報を適正に管理するため、主管課に個人情報保護管理者(以下「管理者」という。)1人を置き、当該主管課の長の職にある者をもって充てる。

2 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指名する職員がその職務を代理する。

(管理者の責務)

第6条 管理者は、保有個人情報の適正な管理について責任を負うとともに、その指揮監督を受ける者すべて(以下「職員等」という。)に、個人情報の保護に関する法令等を遵守させ、個人情報の取扱い及び管理について問題が生じないよう監督及び指導を行わなければならない。

2 管理者は、主管課における保有個人情報を取り扱う事務に従事する者を事務取扱担当者として明確にするとともに、その役割及び取り扱う保有個人情報の範囲についても明確にしなければならない。

3 管理者は、前項の事務取扱担当者を明確にするときは、当該事務において取り扱う保有個人情報の内容、本人の数及び記録の方式を鑑み、その人数を極力少なくするとともに適正な選定をしなければならない。

4 管理者は、保有個人情報について、安全確保の措置が行われているか定期的に点検を行い、適正管理が行われていないと認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。

(誤りの訂正等)

第7条 職員等は、保有個人情報の内容に誤りを発見したときは、管理者の指示に従い、速やかに訂正等を行わなければならない。

(保有個人情報の取扱いに係る制限)

第8条 職員等は、個人情報取扱事務の目的の範囲内において保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為を行うときは、管理者の指示に従わなければならない。

(1) 保有個人情報の複製

(2) 保有個人情報の送信

(3) 保有個人情報が記録されている媒体(紙媒体を含む。以下「媒体」という。)の執務室外への持ち出し及び送付

(4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 職員等は、前項各号に掲げる行為を行う場合において、保有個人情報の秘匿性等その内容に鑑み管理者において必要があると認めるときは、管理者の指示に従い、当該行為についての報告又は確認に係る台帳等を整備し、当該保有個人情報についての取扱状況を記録しなければならない。

(媒体の管理等)

第9条 職員等は、管理者の指示に従い、個人情報に係る媒体を定められた場所に保管しなければならない。

2 管理者は、必要があると認めるときは、個人情報に係る媒体を保管する場所について、施錠し、耐火構造を有する場所とするなど、個人情報の保護のために必要な措置を講じるものとする。

(廃棄等)

第10条 職員等は、保有個人情報が必要でなくなった場合には、管理者の指示に

従い、当該保有個人情報が発元され、又は判読されることのない確実な方法により、浜松市文書規則（平成13年3月30日規則第49号）に基づき廃棄又は消去を行わなければならない。ただし、法令等の規定により廃棄又は消去の方法が定められている場合は、当該法令等の定めるところによる。

（私的利用等の禁止）

第11条 管理者及び職員等（以下「管理者等」という。）は、主管課が所掌する事務（以下「主管課の事務」という。）の目的以外に、個人情報を収集し、保有し、又は提供してはならない。

2 管理者等は、その者が従事する主管課の事務の遂行に必要でない個人情報を閲覧し、又は検索してはならない。

（研修等）

第12条 個人情報保護責任者は、個人情報を適正に管理するための必要な知識等を習得させるため、関係する研修を実施している課と協議の上、研修計画を策定し、これに沿って管理者等に必要な研修を行うものとする。

2 管理者は、職員等に対し、個人情報の取扱いについて理解を深めるとともに、その保護に関する意識の高揚を図るため、研修計画を策定し、これに沿って啓発その他必要な研修を行うものとする。

3 職員等は、定められた研修に参加するとともに、個人情報の取扱い及び保護に関する法令等を理解し、個人情報の適正管理に問題が生じないようにしなければならない。

（事故の報告等）

第13条 職員等は、事故等が発生したときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその旨を各事務を主管する部長、区長又はこれらに準ずる者（以下「主管の部長等」という。）及び個人情報保護責任者に報告し、事故の重大性等に鑑み、関係部局又は関係機関とともに被害の拡大を防止するために適切な措置を講じなければならない。

3 管理者は、事実関係を調査してその原因の究明を行い、把握した事実関係による影響の範囲を特定し、速やかに個人情報保護責任者に報告しなければならない。

4 個人情報保護責任者は、前項の報告を受けたときは、管理者に必要な指導、助言等をしなければならない。

5 管理者は、再発防止策の検討及びその速やかな実施をするとともに、その内容を第2項の措置の内容とともに主管の部長等及び個人情報保護責任者に報告しなければならない。

6 個人情報保護責任者は、前項の報告を受けたときは、統括個人情報保護責任者へ報告しなければならない。

(事故等の公表等)

第14条 管理者は、事故等が発生したときは、その事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、影響を受ける可能性のある本人に連絡し、又は本人が容易に知り得る状態とする。

2 管理者は、事故等が発生したときは、主管の部長等及び関係部局又は関係機関と調整を行い、その事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

(監査)

第15条 個人情報保護責任者は、必要に応じて、保有個人情報の管理の状況について監査をすることができる。

2 個人情報保護責任者は、前項の監査結果を統括個人情報保護責任者に報告しなければならない。

3 個人番号及び特定個人情報に係る監査結果については、前項の規定にかかわらず、個人情報保護責任者は、浜松市特定個人情報等監査委員会要綱第1条に定める浜松市特定個人情報等監査委員会に報告しなければならない。

4 個人情報保護責任者は、監査結果を踏まえ、必要があると認めるときは、管理者に当該監査結果に係る対処を指示しなければならない。

5 管理者は、前項の指示を受けたときは、是正措置を講じなければならない。

(個人情報保護のための措置)

第16条 管理者は、保有個人情報を取り扱う主管課の事務について事業者に委託する場合は、保有個人情報の適正な管理について、契約書において必要な事項を定め、保有個人情報の保護に万全を期さなければならない。また、公の施設の指定管理者を指定する場合は、協定書において必要な事項を定め、保有個人情報の保護に万全を期さなければならない。

2 管理者は、保有個人情報を電子計算機により処理するときは、番号法、条例及びこの要綱を遵守するほか、浜松市情報セキュリティ基本方針及び浜松市情報セキュリティ対策基準にのっとり、保有個人情報の保護に万全を期さなければならない。

3 管理者等は、主管課の事務に従事する上で、知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせてはならない。異動、退職等によりその職を退いた後も、また同様とする。

(違反者に対する措置)

第17条 任命権者は、個人情報の適正な管理に関して条例及びこの要綱に違反した者について、その重大性、違反により発生した状況等に応じて、懲戒処分の対象とする等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、個人情報の適正管理及びその保護について必要な事項は、主管の部長等が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。